構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

青 商 第 8 9 4 号 平成 1 7 年 1 月 2 5 日

内閣総理大臣 殿

青森県知事 三 村 申 吾

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について、下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

- 1. 変更事項
- (1)構造改革特別区域計画
 - 3 構造改革特別区域の範囲
 - 4 構造改革特別区域の特性
 - 8 特定事業の名称
 - 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に 関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要 と認める事項
- (2)別紙

新たに加える特定事業に係る別紙の追加

2.変更事項の内容

別紙新旧対照表のとおり

(別紙 新旧対照表)

新旧3 構造改革特別区域の範囲3 構造改革特別区域の範囲ハ戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内ハ戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内

八戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内 町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、六戸町、横浜町、上北町、 東北町、天間林村、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村<u>並びに</u> 三戸郡南郷村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(略)

【本特別区域計画の範囲に係る特記事項】

本特別区域計画の範囲は、閣議了解を受けている「むつ小川原開発第2次基本計画」に示された「むつ小川原地域」及び「ゼロエミッション技術が確立しつつあり相応の電力需要がある八戸市」等を含めた20市町村を設定している。なお、むつ小川原開発は、昭和44年新全国総合開発計画以降の全総計画に位置付けらた国家プロジェクトであり、当該むつ小川原地域16市町村(当時)の出捐により財団法人むつ小川原産業活性化センターを設立するなど、これまで当該地域は一体となって産業振興策を展開してきている。さらに、原子力発電施設等立地地域の振興のための特例措置を講じるこ

4 構造改革特別区域の特性

(略)

町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、六戸町、横浜町、上北町、

東北町、天間林村、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村の全域

【本特別区域計画の範囲に係る特記事項】

本特別区域計画の範囲は、閣議了解を受けている「むつ小川原開発第2次基本計画」に示された「むつ小川原開発地域15市町村」及び「ゼロエミッション技術が確立しつつあり相応の電力需要がある八戸市」を含めた16市町村を設定している。なお、むつ小川原開発は、昭和44年新全国総合開発計画以降の全総計画に位置付けらた国家プロジェクトであり、当該16市町村の出捐により財団法人むつ小川原産業活性化センターを設立するなど、これまで当該地域は一体となって産業振興策を展開してきている。さらに、原子力発電施設等立地地域の振興のための特例措置を講じることを主な内容

とを主な内容とする特別措置法が平成13年4月に施行されたことに伴い、国は平成14年3月、原子力発電施設等の周辺地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要と認められる「立地地域」として、<u>むつ小川原地域</u>と同一地域を指定している。

県としては、平成15年度から、<u>むつ小川原地域及び八戸市</u>を対象地域とし環境・エネルギー産業の集積や振興を図るため、「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を県を挙げて展開することとしており、さらに、あおもりエコタウンプラン及びむつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想など環境リサイクルやエネルギーに係る様々な関連事業をこの地域内において積極的に展開することとしている。本特別区域計画で予定している特定事業とこうした関連事業の相乗効果により、当該地域が一体となった環境・エネルギー産業フロンティアの形成を図り、そこで得られた成果を全国や世界に普及させていくこととしている。

容とする特別措置法が平成13年4月に施行されたことに伴い、国は平成14年3月、原子力発電施設等の周辺地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要と認められる「立地地域」として、<u>当該15市町村</u>と同一地域を指定している。

県としては、平成15年度から、<u>当該16市町村</u>を対象地域とし環境・エネルギー産業の集積や振興を図るため、「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を県を挙げて展開することとしており、さらに、あおもりエコタウンプラン及びむつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想など環境リサイクルやエネルギーに係る様々な関連事業をこの地域内において積極的に展開することとしている。本特別区域計画で予定している特定事業とこうした関連事業の相乗効果により、当該地域が一体となった環境・エネルギー産業フロンティアの形成を図り、そこで得られた成果を全国や世界に普及させていくこととしている。

8 特定事業の名称

(1103)資本関係等によらない密接な関係による電力の特定 供給事業

(1208)特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

8 特定事業の名称

(1103)資本関係等によらない密接な関係による電力の特定 供給事業 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業】

県では、<u>むつ小川原地域</u>及び八戸市への環境・エネルギー産業の立地促進を図るため、平成15年度「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を積極的に推進することとしており、以下の具体的事業の実施に必要な経費を平成15年度当初予算に盛り込んでいる。

(略)

環境・エネルギー産業創造特区企業立地促進費補助金(500,000円)

県の誘致企業であって、<u>むつ小川原地域</u>及び八戸市に立地する環境・エネルギー産業に属する企業に対して、投下資本額の10~20%、最大5億円の補助金を交付する。

環境・エネルギー関連企業等立地促進事業(5,700千円) 環境・エネルギー分野での事業化に関心を寄せる企業等を対象に、 環境・エネルギー産業創造特区のパンフレットのダイレクトメールや 個別企業訪問・現地視察会の実施など大規模な誘致活動を展開し、<u>む</u> つ小川原地域及び八戸市への関連企業の立地促進を図る。 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業】

県では、<u>むつ小川原開発地域15市町村</u>及び八戸市への環境・エネルギー産業の立地促進を図るため、平成15年度「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を積極的に推進することとしており、以下の具体的事業の実施に必要な経費を平成15年度当初予算に盛り込んでいる。

(略)

環境・エネルギー産業創造特区企業立地促進費補助金(500, 000千円)

県の誘致企業であって、<u>むつ小川原開発地域15市町村</u>及び八戸市 に立地する環境・エネルギー産業に属する企業に対して、投下資本額の10~20%、最大5億円の補助金を交付する。

環境・エネルギー関連企業等立地促進事業(5,700千円)

環境・エネルギー分野での事業化に関心を寄せる企業等を対象に、 環境・エネルギー産業創造特区のパンフレットのダイレクトメールや 個別企業訪問・現地視察会の実施など大規模な誘致活動を展開し、<u>む</u> つ小川原開発地域15市町村及び八戸市への関連企業の立地促進を図 る。 (略)

【原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業】

国は、電力の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて 重要であるとの観点から、本計画の範囲のうち、八戸市、脇野沢村及 び南郷村を除く17市町村においては、原子力発電施設等の立地周辺 地域の企業立地支援のため、新たな雇用創出を伴う企業の立地又は増 設を行う企業に対し、一定期間にわたり電気料金の実質的割引措置と なる補助金を交付する「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」 により、企業のエネルギーコスト負担の軽減を実施している。これは、 本特別区域計画の目標である「環境・エネルギー面での事業環境の向 上」とも一致するものであり、県としては、当該制度を活用しつつ、 さらに構造改革特別区域制度導入によって、さらなる事業環境の向上 を実現し、むつ小川原開発地域へのものづくり産業の立地促進を図る こととしている。

(略)

【その他市町村独自の取り組み】

(略)

下田町・廃プラスティック高度利用

(略)

川内町・バイオマスエネルギー利用モデルプロジェクト構想

川内町では、平成16年2月に策定した「川内町地域新エネルギー

(略)

【原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業】

国は、電力の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて 重要であるとの観点から、本計画の範囲のうち、八戸市を除く15市 町村においては、原子力発電施設等の立地周辺地域の企業立地支援の ため、新たな雇用創出を伴う企業の立地又は増設を行う企業に対し、 一定期間にわたり電気料金の実質的割引措置となる補助金を交付する 「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」により、企業のエネ ルギーコスト負担の軽減を実施している。これは、本特別区域計画の 目標である「環境・エネルギー面での事業環境の向上」とも一致する ものであり、県としては、当該制度を活用しつつ、さらに構造改革特 別区域制度導入によって、さらなる事業環境の向上を実現し、むつ小 川原開発地域へのものづくり産業の立地促進を図ることとしている。

(略)

【その他市町村独自の取り組み】

(略)

下田町・廃プラスティック高度利用

(略)

ビジョン」における新エネルギー賦存量推計により、木質バイオマス の活用が、期待されていることが示されている。そこで、木質バイオ マスを活用するため、下北流域森林活性化センターと連携しながら、 木質ペレットを活用したコージェネレーションシステムを町立小学校 へ導入する事業など、木質バイオマス活用のための事業計画を検討す ることとしている。

大畑町・北国型環境共生住宅プロジェクト

大畑町では、まちづくりプランの中で、資源エネルギーを有効利用する循環型のまちづくりをテーマのひとつに掲げており、平成13年度には、大畑中央保育所において、風力発電設備、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の導入を行った。ここでの経済面及び環境面でのデータ分析を踏まえ、今後、専門家の協力を得ながら省エネルギー・新エネルギーに配慮した住宅づくりのガイドラインを作成し、北国型環境共生住宅づくりの普及を図ることとしている。

東通村・新エネルギー農業活性化プロジェクト

(略)

脇野沢村・水産系バイオマス資源活用事業

<u>脇野沢村では、新エネルギー利用の促進により地域経済の活性化を</u>図るため、新エネルギーに係る基本構想を策定している。基本構想では、地域自前のエネルギー確保などを柱としており、地域の漁協や水産加工施設から排出される水産系バイオマス資源を活用した効率的な

東通村・新エネルギー農業活性化プロジェクト (略)

エネルギー利用などの具体化を目指すこととしている。 南郷村・廃棄物熱利用事業 南郷村では、屋内温水プール設置に当たり、廃タイヤを燃料とする ボイラーを導入し、温水プールの加温や館内の暖房等に利用している。 このような廃棄物熱利用などを行うことにより、化石燃料の使用を抑 制するなど、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けた取り組みを進 めている。	
別 紙 1 特定事業の名称 1103 資本関係によらない密接な関係による電力の特定供給 事業 (略)	別 紙 1 特定事業の名称 1103 資本関係によらない密接な関係による電力の特定供給 事業 (略)
別 紙 1 特定事業の名称 1 2 0 8 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 青森県(公有水面埋立免許出願人)	

青森県から埋立地の分譲を受けようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画変更認定の日から

4 特定事業の内容

八戸地域は、「あおもりエコタウンプラン」や「環境・エネルギー産業創造特区」が推進され、また、「八戸港リサイクルポート」に指定されるなど、環境分野やエネルギー分野での新産業・新事業の創出を図るための様々の施策が進められている。

このような状況の中にあって、リサイクル関係事業者からの港湾物流機能充実への期待や循環型社会の形成に資する製品を製造する事業者からの八戸港ポートアイランドの土地利用の意向が示されたところであるが、公有水面埋立法においては、権利の移転・設定、用途変更に関する免許権者の許可を要する制限期間が10年となっていることから、埋立地の土地利用や売却が進められない状況にある。

今回の規制の特例措置の適用により、埋立免許取得時の土地の用途を環境リサイクル関連事業を行おうとする事業者(循環型社会の形成に資する製品を製造する事業者を含む)が利用できる土地の用途に変更することが可能となり、八戸港ポートアイランドの土地利

<u>用及び売却が促進され、更には、八戸港の利用促進が図られるもの</u>である。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)埋立竣功認可の告示内容

青森県告示第467号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、昭和63年11月16日免許した公有水面の埋立てについて、同法第22条第1項の規定により、平成8年7月5日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して10年を経過する日まで八戸市庁に備え置いて閲覧に供される。

平成8年7月12日

八戸港港湾管理者の長 青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称 青森市長島一丁目1の1 青森県
- 2 代表者の住所及び氏名 青森市長島一丁目1の1 青森県知事 木村守男
- 二 埋立区域
 - 1 位置

八戸市豊洲2番2及び同市新湊三丁目14番、57番、63 番、81番の各地先公有水面

2 区域

次の の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、の地点と の地点を結ぶ昭和62年の秋分の日の満潮位(C・D・L+1.316メートル)における公有水面と河原木河口防波堤との境界線、 の地点と の地点とを直線で結んだ線、の地点と28の地点を結ぶ昭和62年の秋分の日の満潮位(C・D・L+1.316メートル)における公有水面と河原木河口防波堤並びに河原木東防波堤との境界線及び の地点と28の地点を結ぶ昭和62年の秋分の日の満潮位(C・D・L+1.316メートル)における公有水面と河原木東防波堤との境界線により囲まれた区域

の地点 河原木東防波堤灯台(北緯40度32分15.5秒、 東経141度31分28.3秒)から293度4

	7分34秒16.98メートルの地点
の地点	の地点から349度20分00秒10.10メー
	トルの地点
の地点	の地点から27度00分00秒10.10メート
	ルの地点
の地点	の地点から46度00分00秒102.90メー
	トルの地点
の地点	の地点から136度00分00秒423.10メ
	ートルの地点
の地点	の地点から46度00分00秒328.30メー
	トルの地点
の地点	の地点から316度00分00秒3.10メート
	ルの地点
の地点	の地点から46度00分00秒13.00メート
	ルの地点
の地点	の地点から136度00分00秒492.50メ
	ートルの地点
の地点	の地点から226度00分00秒13.00メー
	トルの地点
の地点	の地点から316度00分00秒3.10メート
	ルの地点
の地点	の地点から226度00分00秒343.30メ
	ートルの地点

の地点	の地点から136度00分00秒153.10メ
	ートルの地点
の地点	の地点から226度00分00秒30.80メー
	トルの地点
の地点	の地点から275度20分00秒110.60メ
	ートルの地点
の地点	の地点から185度20分00秒7.50メート
	ルの地点
の地点	の地点から276度40分00秒73.60メー
	トルの地点
の地点	の地点から5度20分00秒7.50メートルの
	地点
の地点	の地点から275度20分00秒80.30メー
	トルの地点
の地点	の地点から185度20分00秒2.60メート
	ルの地点
21 の地点	の地点から275度20分00秒10.80メー
	トルの地点
22 の地点	21の地点から45度20分00秒6.90メートル
	の地点
23 の地点	22の地点から315度20分00秒326.80メ
	ートルの地点
24 の地点	23の地点から45度20分00秒5.60メートル

の地点

25 の地点 24 の地点から 3 1 5 度 2 0 分 0 0 秒 5 4 . 2 0 メートルの地点

26の地点 25の地点から330度20分00秒256.00メ

ートルの地点

27 の地点 26 の地点から60度20分00秒1.10メートル

の地点

28 の地点 27 の地点から330度20分00秒215.70メ

ートルの地点

3 面積

350,587.91平方メートル

(2)埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用 途に供されていないことからその有効かつ適切な利用を促進 する必要があると認めた理由

八戸港ポートアイランドは、将来における八戸港への港湾物流の増加を見込み、埋立地を物流・保管ゾーン及び業務・交流機能ゾーンとして港湾関連業務用地、福利厚生施設用地、イベント施設用地等の用途として土地利用を定め、昭和63年11月16日に埋立免許を取得し平成8年7月5日に竣功認可した

ところである。

港湾計画策定時点においては、港湾物流関係業界から八戸港ポートアイランドの土地の利用をしたい旨の意向が示されていたところであるが、その後の経済状況の変化等に伴い、平成17年1月現在、利用率は約23%に留まっており、埋立地の土地利用及び売却が進んでいない状況となっている。

そのため、県では平成16年度に八戸地区における港湾物流 関係者及び臨港地区内で操業している製造関係事業者等約70 社に対し、土地利用及び売却の意向確認を行ったところである。 その中で、港湾物流関係者からは、現在の経済状況下等におい ては港湾用地を購入する状況になっていないこと、又、循環型 社会の形成に資する製品を製造する事業者においては、ポート アイランドの土地利用を考えたい、さらには、八戸港が平成1 5年4月にリサイクルポート指定を受けたことに伴い、今後、 静脈物流機能の充実が図られることを期待する、との意向があ ることが判明したところである。

八戸地区は、平成14年12月にあおもりエコタウンプランの認定を受け、八戸港が平成15年4月にリサイクルポート指定を受けたことに伴い、環境リサイクル関連産業の集積が進んでおり、港湾物流関係者及びリサイクル関係事業者から、今後、静脈物流機能の充実と新たなリサイクル関連産業立地のための

適地確保が強く期待されているところである。

よって、竣功認可から8年以上経過しながらも八戸港ポート アイランドの土地利用及び売却が進まない状況にあって、環境 リサイクル関連事業を行おうとする事業者(循環型社会の形成 に資する製品を製造する事業者を含む)が利用できる土地の用 途を変更することにより、新たな土地利用及び売却の展開を図 り、八戸港の利用を一層促進するものである。

また、規制緩和を実施することで、より幅広い需要に対応で きる土地利用となることから、港湾利用関係からの進出意欲を 高め土地売却を促進するものである。

さらに、埋立は、企業債を発行し事業を行っており、土地の 売却が遅れた場合には金利の増大や土地価格の下落などの影響 で収支状況も悪化するため、早期に売却を行う必要があるもの である。